

# 町政懇談会において寄せられた主な御意見・御質問

平成26年5月  
檜 葉 町

平成26年4月21日から5月2日まで計13回にわたり開催した町政懇談会には、のべ539名の方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

今回の懇談会では、5月下旬に予定している帰町判断の方法・進め方及び帰町に向けたこれまでの取組状況を説明させていただき、町民の皆様から多数の御質問・御意見をいただきました。その主なものについて、現在の町の考え方や対応方針を整理し「Q&A形式」にまとめましたのでお届けします。

今後とも町の復興に向けて、町民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

## 目次

1	帰町の判断について	P 2
2	除染及び廃棄物の管理・処理について	P 4
3	防災・防犯について	P 12
4	生活関連サービスについて	P 13
5	将来のまちづくりについて	P 15
6	住宅再建について	P 17
7	賠償について	P 19
8	その他	P 20

(問い合わせ先)

檜葉町役場いわき出張所

電話 0246—46—2551 (代表)

# 1 帰町の判断について

## Q1 帰町の判断①

- ・ 帰町時期は、急がないで慎重に判断して決めてほしい。
- ・ 福島第一原発におけるトラブル続き、仮設焼却炉や中間貯蔵施設の設置を巡る状況等を踏まえると、問題が山積する中で帰町の判断を行うのは時期尚早ではないか。
- ・ 賠償の内容が確定したり、土地利用計画が実践されてから帰町すべき。

## A1

- ・ 避難指示の解除は、安全確保や生活環境の回復が確認された後、最終的には国が決定するものですが、町としても、しっかりと確認すべきという考えから、檜葉町復興計画〈第二次〉において、除染やインフラ復旧等に一定程度の進捗が見込まれる平成 26 年春に帰町の判断を行うこととしました。また、町民や議会等の理解を得ながら帰町準備を進めていくため、復興推進委員会及び議会に諮りつつ、帰町に向けた考え方・進め方を示した「檜葉町帰町計画」を策定しました。
- ・ 帰町の判断は、この帰町計画において帰町の前提条件と定めた「安全の確保」と「生活に必要な機能の回復」が充足されているかについて、24 項目からなる「帰町判断の考慮要件」を一つ一つ確認し、現時点としての帰町時期の見通しを示すこととする予定です。直ちに帰町するものではありません。
- ・ 震災から丸 3 年が経過しましたが、今なお避難生活が継続し、様々な課題が山積しています。しかし、これら課題は、全てが解決されなければ帰町が出来ないというわけではなく、町民が生活を営みながら解決に向けて取り組んでいけるものも含まれています。こうしたことを見極めながら、町政懇談会や議会などからのご意見を踏まえ、今後、慎重に考慮要件を検証し、帰町についての判断を行ってまいります。また、帰町判断はあくまでも帰町に向けた一つの通過点に過ぎず、町民一人一人の生活再建と、安心して暮らせる住み良いまちづくりを目指して、町として出来る限り取り組んでまいりますので、ご理解願います。

## Q2 帰町の判断②

- ・ 帰町は全町一斉となるのか、地域ごとを分けるのか。

## A2

- ・ 檜葉町において地域ごとに分けて帰町を行うと、町の生活基盤が成り立たず、生活する上で様々な支障をもたらすと考えられることから、町一体として対応する方針です。

### Q3 帰町の判断③

- ・帰町の判断の前に、役場の幹部、議員、教育関係者などが、町に2～3ヶ月実際に宿泊し、被ばく線量の状況を確認してから判断を行うべきではないか。

### A3

- ・町全体の線量レベルについては、東京大学アイソトープ総合センター センター長の児玉 龍彦教授を委員長とする「櫛葉町除染検証委員会」にて検証を行った結果、生活圏の空間線量や町民の皆様へお配りしているガラスバッジから回収したデータの検証結果などから見て、「震災以降、避難措置がなされていない県内他地域の線量と同等レベルに達しており、希望する方は居住が可能」との見解が示されています。ただし、依然として比較的線量が高い地域も残っていることから、今後の継続的な除染や必要な防護対策の取組が必要であるとしています。
- ・また、町では、日中頻繁に町内を行き来している職員や年末年始の際に特例宿泊を行った職員にガラスバッジを携行させ、被ばく線量の状況を把握しています。
- ・なお、町民の皆様でご自宅が宿泊可能な状況の方においては、年末年始に続き、このゴールデンウィークの特例宿泊でも、宿泊による実際の被ばく線量をご自身で確認いただくことができます。

### Q4 帰町の判断④

- ・町民にアンケートや住民投票を行い、その結果で帰町を判断すべき。

### A4

- ・本年1月に復興庁・福島県・櫛葉町が共同で実施した「住民意向調査」によると、町民の帰還意向について、約40%の方が「町に戻る（条件が整えば戻る方を含む。）」、約35%の方が「今はまだ判断できない」、約24%の方が「町には戻らない」と回答しています。また、このほかにも、帰町に関してのご意見やご要望等を多数伺っています。
- ・町民の皆様は個々にお考えや価値観があり、また前述のとおり、帰町計画で帰町的前提条件と定めた「安全の確保」と「生活に必要な機能の回復」が充足されているかについて、町としても町民の皆様の様々なご意見を踏まえながらしっかりと確認していく必要があります。したがって、帰町に対する賛否だけで単純に判断されるべきものではないと考えています。

### Q5 町民の生活再建

- ・帰町判断に当たっては、町に戻りたいが理由があっても戻れず、町外や県外に住む人のことも考慮してほしい。

## A5

- ・帰町の判断は、町が居住できる状況にあるかどうかを見極めるものですが、町民一人一人が生活再建に向かえるよう町としても出来る限りのことに取り組んでまいります。

## 2 除染及び廃棄物の管理・処理について

### Q6 今後の除染への対応

- ・平成24年度から25年度にかけて実施した除染は終了したのか。
- ・今後取り組む除染の具体的内容とスケジュールを教えてください。
- ・町内のあちこちにホットスポットがあるかもしれず、それを把握して除染を行わないと、多くの町民は不安で町に帰れないのではないかと。
- ・現実に福島第一原発からは今も放射性物質が放出されている中で、今までの除染により一時的に線量が下がっても、それが今後も維持されるのか不安。

## A6

- ・環境省は、一部を除き、計画していた生活圏の除染がおおむね終了したことから、今月から本年中にかけて、町内全域を対象に除染を実施した箇所的事後モニタリングを実施する予定です。
- ・またその後、事後モニタリングの結果をもとに、本年度後半から順次フォローアップ除染を行うこととしています。フォローアップ除染の具体的方法については、現時点では示されていませんが、除染の効果が維持できていない箇所や線量の高い箇所から順に除染を行っていくことになるかと考えています。
- ・町民の皆様におかれては、事後モニタリングの際には是非立ち会っていただき、線量を一緒に確認していただきたいと思います。
- ・また、町としても、町民の不安が少しでも取り除かれるよう、環境省による除染がしっかりと行われるように取り組んでまいります。

### Q7 除染に同意されていない世帯への対応

- ・自宅近くに、家屋の除染について世帯の同意が得られず、未だに除染がされていない家屋がある。環境省に任せるのではなく、町からも働きかけて同意を促すべきではないか。

## A7

- ・地権者の同意が得られていないために除染がなされていない宅地や水田等が所々で見受けられます。未除染の箇所が残っていると、地域全体の空間線量が下がりにくくなるため、早急な対応が求められます。
- ・町は、これまでも除染の同意取得を円滑に行う観点から、必要に応じて環境省と町民との間に入り調整を図ってまいりました。環境省は、未だ家屋の除染に同意いただけていない全ての世帯に対し、本年度も再度お願いをすることとしていますが、町としても除染の同意にご理解をいただけるよう努めていきます。

### Q8 ホットスポット

- ・以前、近隣の町で高い放射能を含む土壌が発見されたことがあったが、檜葉町でも今後そうしたことが起こる可能性があるのではないか。

## A8

- ・町内の水田土壌における放射線量の測定について、昨年度は 200 箇所を実施し、本年度はさらに 300 箇所を予定しています。今後それ以外の農地でも測定を行っていきませんが、仮にその分析で高い数値が検出された場合は、環境省に適切に対処するよう求めています。

### Q9 高線量破片の漂着

- ・以前、町内の海沿いで高線量の破片が打ち上げられていたことがあったが、その後どのような対応を行ったのか。

## A9

- ・井出川河口付近で、高線量の放射能に汚染された物質（破片）が4つ採取され、分析の結果、これらは福島第一原子力発電所事故由来のものであることが確認されました。その場所に到達した経路は特定できませんでした。
- ・この結果を受けて、環境省は海岸線沿いにモニタリングを実施しましたが、更なる高線量の破片は発見されていません。しかしながら、調査は継続して行う必要があると考えており、環境省に対応を求めているところです。
- ・万一不審な破片等を見つけた場合には、くれぐれも安易に近づいたり手を触れないようにし、役場へ連絡してください。

### Q10 家屋のモニタリング

- ・家屋の線量が心配なので、モニタリングを行ってはもらえないのか。

## A10

- ・公益社団法人福島原発行動隊が、昨年から町内で家屋のモニタリングやホットスポットの有無の確認などを行っています。また、町でも、ご要望に応じてモニタリングを受け付けています。いずれも放射線対策課までご連絡ください。

### Q11 除染後の線量上昇、森林除染

- ・町広報に示しているモニタリング結果を見ると、以前よりも数値が高くなっている箇所がある。
- ・自宅の除染後、業者の線量確認に立ち会ったが、除染前よりも数値が高くなっている箇所がある。
- ・自宅の線量は除染により一時的に下がったが、大雨などで自宅後ろの山林から土砂が流れ込み、また線量が上がっている。山林の除染を実施してほしい。
- ・震災前は、山林に入って山菜を採ったりするのも生活の一部だったが、今の状況では山に入ることが出来ない。山林の除染にしっかりと取り組んでほしい。
- ・森林除染について、町は国に対してどのような要望をし、国からどのような回答を得ているか。具体的に進んでいるのか。

## A11

- ・除染後に線量が上昇していたり、除染前よりも線量が高くなっていたりしている箇所があり、特に山林に近い地域に多くみられる傾向があります。
- ・このため、環境省は、事後モニタリングを通じて線量の下がり具合を確認し、その結果を踏まえ、フォローアップ除染を実施することとしています。その中で、除染後、線量が上がっている箇所については、原因究明を図りながら再発防止策の検討を含めて適切に対処するよう環境省に求めています。
- ・このような線量の上昇は、檜葉町内の約7割の面積を占めている森林の除染が行われていないことが大きな要因の一つにあると考えられます。このため、町では以前から森林除染の必要性について、環境省をはじめ、県や双葉郡町村会にも訴え、必要な対策を講じるよう強く要望してきました。現時点では、明確な方針は示されてなく、除染方法も確立されていませんが、森林除染の実現に向けて、町は、環境省と協力して、どのような除染方法が有効であるか等を検証するため、本年度に事後モニタリングの作業の中で、住居周辺の森林除染の試験的実証を行うことを検討しています。

### Q12 自然で採取される物からの放射能の検出と森林除染の必要性

- ・帰還後も町内で川魚を獲りたい。自主的に採捕して検査してもらったところ、最も高いもので 1,000Bq/kg以上もあり大変高かった。木戸ダムはもとより、山林や河川の除染を実施しなければ帰還できないのではないかと。

- ・山菜やきのこを採ったり、魚を獲ったりことは町民にとって無上の喜びであった。それらが出来るようにすることは、帰還する人にとって大事である。

## A12

- ・平成 24 年 8 月から本年 3 月末までに約 670 件の食品の放射能検査を実施していますが、そのうち約 4 分の 1 は基準値を超えている状況です。特に、川魚や山菜・たけのこ・きのこなど自然で採取される野生のものに高い数値が検出される傾向があります。
- ・山林等の除染は宅地から 20 メートル以内にとどまっているため、町は環境省などに森林除染の実施を強く求めています（→**Q11**）。
- ・当面は、内部被ばくを防ぐ観点から、川魚や山林に生るもの、あるいは自家用野菜等を食す際に、事前に放射能検査をして安全を確認していただく状況が続くものと考えられます。
- ・町としては、今後、非破壊型の検査機を導入し、放射能検査の利便性を高め、検査体制を充実してまいります。また、放射能検査が求められる生活の不便さが相当長期にわたり続くと思われるので、避難指示解除後も精神的損害に対する賠償が十分に継続されるよう、国及び原子力損害賠償紛争審査会に求めています。

## Q13 畑の除染

- ・畑の除染はどのような方法で行っているのか。

## A13

- ・畑に限らず水田等の農地では、基本的に、耕土を保持する観点から放射性物質が作物へ移行するのを抑制する方法を除染として行っています。具体的には、除草を行った後に、耕土の厚さを確認した上で、放射性物質の吸着剤（ゼオライト）やカリ等を撒いて、深耕又は反転耕を行います。（なお、耕土の放射能濃度の高い（5,000 Bq/kg以上）一部の地域では、希望により表土の剥ぎ取りによる除染方法を採用しています。）

## Q14 木戸ダムの除染と飲み水の安心の確保

- ・水道水の安全性を確保するためには、木戸ダムの湖底の泥を除染すべき。放射線検査を行っていると言われても湖底に放射性物質がある中で上澄みの水を飲む気にはなれない。国に除染を強く要望していくべき。
- ・台風や大雨等で、ダム湖の水が攪拌されたらどうなるのか。
- ・水道水の安全は 24 時間しっかりと管理されなければならないがどのような対策を講じているのか。

## A14

- ・水道水については、2日に1回、放射性物質検査を実施しています。現在までのところ、放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出下限値（1Bq/L）未満となっています。また、常時、取水の濁り具合の監視（濁度管理）を行っており、特に大雨時など取水が濁りやすい時に取水を制限すること等で、放射性物質の混入を防いでいます。これらの対策により、一定の安全は確保されるものと考えています。
- ・しかしながら、木戸ダムの湖底に沈んでいる放射性物質を含む汚泥を除去しない限り安心して飲むことができないという意見は数多く寄せられています。町長は、双葉地方水道企業団の企業長という立場でもありますので、関係大臣に対して、24時間モニタリングシステムの導入、ろ過装置の設置、さらには根本的な対策となる木戸ダムの除染など、安心感をもって水道水を飲用できるようにするための対策を講じるよう要望しています。今後、双葉地方水道企業団構成5町でまとまって改めて要望活動を行っていく予定です。

### Q15 安心な線量の基準値

- ・「年間追加被ばく線量が〇ミリシーベルト以下なら帰還可能」という判断基準は設けないのか。

## A15

- ・国は、国際的に採用されている基準・考え方や国内外の専門家の見解をもとに、避難指示の根拠とする線量基準を年間20ミリシーベルトと定めています。これ以下の線量レベルでは、喫煙、飲酒、肥満、野菜不足等の他の発がん性要因に隠れてしまい、健康被害との因果関係を証明することが困難なほど影響は小さくなると言われています。
- ・一方で、国は、年間の追加被ばく線量について1ミリシーベルトを下回ることを長期的な目標として掲げていますが、生活圏の除染を行った後も、短期的にみて年間1ミリシーベルト以下に達してなく、依然として震災以前の線量レベルからかけ離れている地点も多く存在しています。
- ・このため、除染検証委員会では、有識者による専門的見地から、こうした現状への評価を行いました。その結果、現在の櫛葉町の線量レベルから放射線による健康リスクを十分考慮に加えたとしても、避難生活が長期化することで精神的ストレスが及ぼす健康リスクも踏まえると、帰還を希望される方にとって、線量レベルの観点からは帰還し居住する選択をしていただける段階に至りつつあるとの見解が示されました。これは、数値的な基準を示したものではありませんが、判材料の一つとして捉えています。
- ・なお、町としては、国の目標である1ミリシーベルトの早期達成を目指し、安心して居住できる環境の回復に努めることが重要であると考えており、除染検証委



員会からの提言の実現に向けて、引き続き、国及び東京電力に求めています。

### **Q16 仮設焼却施設・セメント固型化施設**

- ・環境省が波倉地区に計画している仮設焼却施設やセメント固型化施設が実際に建設されると、帰町が難しくなってくる。
- ・近隣に処理施設が建設されるようでは、他の町民と同様の時期には帰町出来ない。

### **A16**

- ・仮設焼却施設では、檜葉町で発生する廃棄物の減容化(焼却によりかさ減らす)処理を行います。また、セメント固型化施設では、焼却灰から放射性物質が溶け出すのを防ぐために、埋立処分を行う前にセメントで固型化する処理を行います。これらは、近隣町村でもそれぞれ同様に建設が計画されており、大量の廃棄物を片付け、復旧・復興に係る作業を加速させるためには必要な施設です。
- ・しかしながら、これらの施設は、迷惑施設であることには変わりなく、町民の帰還の障害とならないよう、しっかりと安全を確保することが前提となります。環境省からの要請に対して、町としては安全性等に関する説明と町民の理解が十分ではないとの考えから、現段階で了承はしていません。今後、環境省から更なる説明がなされる中で、町民や議会の意見を聴きながら判断してまいりたいと考えています。

### **Q17 フクシマエコテッククリーンセンター①**

- ・フクシマエコテックへの廃棄物の運搬及び埋立処分は、近隣住民としては到底受け入れられないものであり、町もこれに反対すべき。
- ・フクシマエコテックでは、県内の10万ベクレル以下の放射性廃棄物を受け入れるとのことであるが、同施設が整備される際に、放射性物質を持ち込まないことを確認していたはずである。

### **A17**

- ・富岡町内のフクシマエコテッククリーンセンターは、産業廃棄物の最終処分場ですが、国はこの施設を活用し、放射性物質に汚染された廃棄物の埋立処分を行うことを計画しています。一般的には、最終処分が出来る施設も必要ですが、やはり迷惑施設となり得るもので、現段階で了承はしていません。
- ・同センターは富岡町にある施設ですので、最終的には富岡町の判断が方向性を大きく左右すると考えられます。しかしながら、檜葉町としては両町で協議して取り組むべき課題と認識しており、そのことを富岡町に対して申し入れるとともに、環境省に対しても、両町と十分な調整を行うことを求めています。
- ・また、檜葉町・富岡町ともに、同センターと地域住民との間で公害防止協定を締

結していますが、その中で、放射性廃棄物の受入等については特に明記されていません。今後、環境省との調整の中で、町民や議会の意見を聴きながら、町としての対応を検討してまいりたいと考えています。

#### **Q18 フクシマエコテッククリーンセンター②**

- ・廃棄物をフクシマエコテックに搬入する際、国道6号から上繁岡地区をトラックが往来することには地域住民として反対する。富岡町側からの搬入路を整備するよう、富岡町と協議する際に要望してほしい。
- ・放射線廃棄物を運搬したダンプカーが1日に何十台も通るそうだが、町民の安全を第一に考えてほしい。

#### **A18**

- ・これまで上繁岡地区、繁岡地区からは、榎葉町側から搬入させないよう要請をいただいております。環境省との協議の際に、様々な角度から慎重に検討の上、対応してまいります。
- ・また、安全の確保については、公害防止協定の中に明記されていますが、現在の協定の内容で検討が可能かどうかも含めて、今後慎重に対応してまいります。

#### **Q19 除染仮置場の撤去**

- ・除染仮置場のフレコンがあると帰町する気になれないので早く撤去してほしい。
- ・農業を営んでいた私にとって、農作物の作付が可能となることが町への帰還の条件である。しかし、現状は農地の中に除染仮置場があり、その周辺の線量が低いと言われても、仮置場の横で作付を行うには抵抗があり、また消費者も安全性に疑問を抱くと思われる。できるだけ早期に仮置場を撤去して欲しい。
- ・帰町は、除染仮置場のフレコンが無くなった時点で行うべき。

#### **A19**

- ・現在、除染仮置場は適正に管理されており、線量も周囲と変わらないレベルであることを町でも確認しています。さらに本年度からは、地元住民の方にも仮置場の現状を把握していただくことを目的に「仮置場監視員」を設置していくこととしています。しかしながら、仮置場が存在することにより、景観上、帰還の意欲がそがれ、深刻な風評被害をもたらすことが大きく懸念されています。
- ・こうした中で、本年3月27日、国が中間貯蔵施設を大熊町・双葉町の2町に集約して設置する方針を県に伝えたことにより、除染廃棄物の処分に向けた技術的な検討や地元自治体との調整が始まりました。同様に、除染廃棄物の約35%を占めている可燃物の減容化及び焼却灰のセメント固型化を行う施設についても、処分を効率良く進める観点から必要なものとして、設置に向けた調整が動き出し

ています。

- ・仮置場用地の借上は3年契約となっておりますが、町は出来るだけ早期の撤去が実現するよう国に求めています。

### **Q20 放射線健康管理**

- ・健康や安全に不安がある限り、住民の多くは帰らないと思う。放射線被ばくによる長期的な健康影響については分かっていないこともあるので、帰町判断に当たっては、賛成意見のみならず、慎重な意見や反対意見にも十分に耳を傾けるべき。拙速に判断すれば、将来的に町役場や議会が加害者にもなりかねない。国が最後まで町民の健康管理に責任を持つことを確認しておくべき。
- ・町民にガラスバッジを携帯させ、各自で被ばく線量を管理させることに疑問を感じる。
- ・18歳以下の子どもは、放射線に対する感受性が高いと言われている。大人が子供の安全をしっかりと守り、避難の体制と賠償を確保してほしい。
- ・現在の線量の状況では、子どものことを考えると、直ちに帰還してはいけなと考えている。帰還については、今後の状況を見てからでも遅くないと思っている。

### **A20**

- ・除染検証委員会では、東京大学の児玉教授をはじめ、放射線・放射能に関して様々な知見を持つ有識者の方々、さらには住民代表の方にも議論にご参加いただき、さらには議会や町民全体からも幅広くご意見を頂いて報告書を取りまとめています。
- ・放射線被ばくに関する健康管理については、町としても出来る限りの施策を継続して行ってまいりますが、ガラスバッジの携行やホールボディカウンターの受検などのご負担をお願いさせていただくこととなります。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- ・被ばくに関しては、外部被ばくもさることながら、内部被ばくにも十分対応していく必要があります。事故当時の対応を見ると、チェルノブイリ事故の際と比べ、日本では、食品の出荷規制に迅速に対応し、また、食品中の放射性物質に対し、より厳しい暫定基準が適用されていました。今後も、内部被ばくの原因となるものを体に取り込むことのないよう、食品検査をしっかりと継続して実施していきます。
- ・一方で、子どもさんを持つご家庭においては、放射線に対する不安が大きく、帰町に対し慎重に考える方が特に多いと思われれます。やむを得ず当面帰町を見合わせる方、帰町して生活したい方双方の支援を引き続き行いながら、安心して生活できる環境の回復に全力で取り組んでまいります。また、子どもたちの生活環境

をより一層安全・安心なものとするため、小・中学校やこども園の除染や線量の低減・防護対策及び継続的なモニタリングを徹底して実施するとともに、給食における食品検査体制にも万全を期していきます。

### 3 防災・防犯について

#### Q21 原子力発電所の安全

- ・福島第一原子力発電所ではこれまで多くの事故・事象が起きている。安定しているという状態にはないのではないのか。本当に安全と言えるのか。
- ・福島第一原子力発電所の先行きは不透明であり、慎重に判断していただきたい。
- ・廃炉への見通しが立たなければ、安全・安心が担保されているとは言えない。そうした中で、帰町宣言はできないのではないのか。
- ・原子力発電所の安全を町が確認し、帰町の判断材料とすることができるのか。

#### A21

- ・原子力発電所事故は、楢葉町を含め、広範囲にわたり未曾有の被害をもたらし、長期にわたって廃炉作業に取り組まなければならないという極めて困難な課題に直面しています。
- ・こうした中で、国及び東京電力では、廃炉と安定化に向けて、中長期ロードマップのもとに工程管理を図りつつ、廃炉・汚染水問題への対応として、現地事務所の設置による体制の強化や福島評議会による情報提供のあり方についての検討を含め、これまで様々な取組を進めてきました。また、数々のトラブルや事故、事象が発生してきましたが、その都度、国や県の指導・監督のもとに原因究明と再発防止策が講じられました。
- ・町としては、福島県の廃炉安全監視協議会及び原子力発電所所在4町による協議会等への参加を通じて、情報収集、現地調査、国及び東京電力に対する申入れ等の活動を行ってまいりました。
- ・さらに、今回の原子力災害の教訓や反省をしっかりと踏まえながら町の防災計画を見直していく必要があります。このため、東京都市大学工学部 松本 哲男教授を委員長とする「楢葉町原子力防災対策検討委員会」を設置し、特に専門的知見を要する原子力発電所の防災対策について検討を行い、本年3月に報告書を取りまとめました。
- ・検討委員会では、まず福島第一・第二原子力発電所の現状と安全対策について東京電力から情報提供を受け、両発電所に潜在するリスクとそれに対する東京電力の対策を把握し、自然災害と原子力災害が複合した最悪の事態も想定し、必要な

対策が施されているか、評価を行いました。その結果、様々な不確定要因はあるものの、それを補完するための多重・多様なバックアップ対策などが講じられ、安全への信頼性向上に向けた取組は進んでいるとのことでした。さらに、町として必要な原子力防災対策について、監視体制の確立等の、検討委員会からの提言を受け、地域防災計画等への反映を予定しています。

- ・このように、道のりの長い廃炉作業に対し、一步ずつながら対策が着実に進展していますが、大前提となる安全がしっかりと担保されているか町としても十分に見極めながら、帰町可能な状況に至っているか、慎重に判断してまいりたいと考えています。

### **Q22 防犯対策**

- ・今後、多数の見知らぬ人が生活圏内に居住するようになると、町民の帰還の際、大きな不安となる。防犯対策をお願いしたい。

### **A22**

- ・檜葉町は、平成 24 年 8 月に避難指示解除準備区域に再編されて以降、日中は自由に町に出入りできる状況となっています。このため、双葉警察署によるパトロールに加え、町としても特別警戒隊を編成し、24 時間パトロールを実施しています。
- ・また、今後、除染・廃炉等の作業のために町内に居住する方の所在を町として把握するため、事業者と協力を求める予定です。
- ・さらに、防犯設備について、町内主要箇所への防犯カメラの設置や防犯灯の修繕に向けて検討を行っており、早急に対応してまいります。

## **4 生活関連サービスについて**

### **Q23 日常的な買物環境**

- ・かつて富岡町以北にあったような大型商業店舗を町内に誘致する計画はないのか。
- ・町内のお店がいくつか営業再開しただけでは、町民にとって買物の選択の幅が狭く、震災前の生活水準には到底及ばないのではないか。

### **A23**

- ・商業店舗は、民間経営者により運営が行われますので、特に大型商業施設については、帰町後当面の間は、十分な利用客が確保されず、誘致は困難であると言えます。このため、町としては、町内事業者に対し、営業再開の際の費用負担を極

力減らすなどの支援を行い、その中で販売の充実化を図っていただけるような環境の整備を進めていきたいと考えています。

- ・また、本年8月に、現地町役場の駐車場内に仮設の共同店舗を設置します。さらに、平成28年度末を目途に、町中心部のコンパクトタウンに恒久的な共同店舗施設を設置し、入居店舗も倍増させる計画です。

#### **Q24 買物の交通手段**

- ・山間部に住む方や高齢者などの買物の交通手段はどのように確保するのか。

#### **A24**

- ・当面の間は、町民が利用できる、町内で行先の自由なデマンド型のバスの運行を予定しています。また、買物が困難な方向けには、自宅の近くまで来てもらえる移動販売や注文を受けての配達など、買物支援についても検討を進めてまいります。

#### **Q25 金融機関の再開**

- ・町にあった金融機関の帰町後の再開目途について教えてほしい。

#### **A25**

- ・郵便局、東邦銀行、JAバンク、いわき信用組合に対して、帰町後の店舗の再開予定を確認しています。いわき信用組合については、町民の帰町状況を踏まえて検討することによって現時点では未定ですが、その他については、帰町時期が明確になってから再開に向けた準備を進めるとの回答を得ています。

#### **Q26 帰町後の町の救急体制**

- ・帰町後、救急車の搬送に長い時間がかかるのではないかと。

#### **A26**

- ・近隣で救急の受入が対応可能なのは、いわき市内の総合病院となりますので、常磐自動車道を利用して急患を搬送することとなります。また、さらに緊急性が高いと判断された場合には、福島県立医科大学附属病院が運営するドクターヘリ（町内の離着陸場：総合グラウンド）を利用した搬送となり、到達所要時間は概ね30分以内となっています。

## 5 将来のまちづくりについて

### Q27 町の発展の方向性

- ・町民が帰還に向けて心配するのは、1年後、2年後の町ではなく、10年後、20年度の町がどうなっているかということ。帰還を考える町民が4割にとどまり、特に帰還を見合わせる若者が多い中で、町民の帰還だけを考えても、町の将来は行き詰まることとなる。他の町の人たちも集まるような町にしていくためには他よりも魅力ある町を作っていかなければならないと思うが、町はどう考えているのか。

### A27

- ・どの町も、住民を第一に考え、住民が住みよいと感じ、誇りの持てるまちづくりを目指しています。しかしながら、原子力被災地という大きなハンディを背負っている檜葉町としては、今は元の檜葉町の状態に戻していくことを当面の目標として取り組んでいます。それは今後の復興のスタートラインに立つことに過ぎません。その先の将来を考えると、他の町以上に努力や工夫をして、町民にとって魅力ある町を作っていかなければいけないという危機意識を強く持っています。
- ・町では、将来の町の方向性を位置づけるものとして、まずは、大きな予算と長い年月を要し、町の基本設計となる土地利用計画について、復興計画〈第二次〉の中で示し、それを具体化した「土地利用計画アクションプラン」を策定しました。檜葉南工業団地に設置される廃炉研究施設を核とした産業集積や町の中心部に賑わいのあるコンパクトタウンの整備もその一つです。今後、これらの計画について、国等から必要な事業費を確保し、実現に向けて一つ一つ着実に取り組んでまいります。
- ・一方で、地域の発展を檜葉町単独で考えることには限界があります。現在、国が主導して、福島原子力被災地における今後の発展の方向性を示す「イノベーションコースト構想」について議論が進められていますが、こうした全体的な流れとすり合わせながら、町の復興を進めてまいります。
- ・このような取組は、これまで檜葉町、双葉郡が経験したことの無い、新たなチャレンジであり、その先導役となる檜葉町が率先して原子力災害を克服し、魅力あるまちづくりを実現できるよう、町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

### Q28 今後の町の土地利用

- ・町全体が偏りなく、バランスをもって発展を目指してほしい。

## A28

- ・町の北地区は、竜田駅東口には檜葉町以北の除染・廃炉作業の事務所拠点の整備、町中心部のコンパクトタウンには災害公営住宅等の住宅造成、商店・医療など町の生活関連機能の集約を図ります。また、南地区は、南工業団地に廃炉研究施設（モックアップ施設）の整備、オフサイトセンターの設置、2018年のJヴィレッジの再開なども予定しています。
- ・今後、あらゆる策を講じながら町全体として住みよいまちづくりを目指し、「新生ならば」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

### Q29 コンパクトタウン構想

- ・コンパクトタウンに、見知らぬ作業員や他町村の住民など、いろいろな人と一緒に暮らすのは不安である。

## A29

- ・一つの町の中に様々な出身の方が暮らすような状況は、現在のいわき市等での避難生活でもそうですが、今後、帰町後の檜葉町においても同様に、除染・廃炉等の作業員や双葉郡内町村の住民も居住することが想定されます。特に、コンパクトタウンは、震災前の町には無かった、賑わいのある町の中心部として、多くの人々が集まる拠点となるものです。
- ・このため、防犯対策（→**Q22**）をしっかりと講じる一方で、事務所や作業員の居住場所を集約化したり、顔の見えるコミュニティづくりなどにも取り組んでいきたいと考えています。

### Q30 医療機関の誘致

- ・双葉地方町村会が決定した公的仮設診療所の設置について、その概要を教えてください。放射線検査なども受けられるようになるのか。
- ・将来的に、町内に大きな総合病院を誘致してほしい。

## A30

- ・町では、富岡町以北に依存していた医療機関について当面再開の見通しが立たず、またいわき市内においては、大量の避難者の受入れに伴い、医療体制の確保が大変厳しい状況にあることを踏まえ、町では、町内への医療機関の設置をかなり以前から要望していました。
- ・こうした中で、双葉地方町村会は、本年4月22日の会議にて、双葉郡内に設ける方針を決めていた公的仮設診療所について、県立の医療機関として檜葉町に設置することで合意・決定しました。平成27年度中の診療開始を目指し、今後、事務レベルで、設置場所、診療科目、規模、医療従事者の確保等の調整が進められる予定です。なお、長期にわたる原発事故への対応という事態を踏まえ、放射



線関係の診療科目も含めるよう要望していきたいと考えています。また、病床を有する救急受入可能な大型病院についても、引き続き誘致を進めていきます。

### **Q31 新産業と雇用の創出**

- ・今後、企業誘致により、どのくらいの規模の新産業の拠点が出来上がり、具体的に雇用はどのくらい生まれるのか。

### **A31**

- ・南工業団地に廃炉研究施設（モックアップ施設）が整備されると、同施設を核として国内外の研究機関や企業から優秀な研究者が集まるようになり、将来的には、ものづくり企業やベンチャー企業が立地したり、それらにサービスを供給する関連産業が集積するなどの波及効果が期待されます。その結果、詳細な試算は行っていないですが、一定程度の雇用が確保されるものと見込まれます。2018年に再開を予定している近隣の「ヴィレッジ」と併せて、檜葉町を世界に発信し、注目される町を目指していくことで、産業集積を後押しさせたいと考えています。

## **6 住宅再建について**

### **Q32 ネズミ・害虫被害、家屋内清掃への対応**

- ・家の中は、ネズミの被害がひどく、ずっと清掃が出来ていない状況である。町として対策は考えていないのか。
- ・室内を測ると周りより線量が高い箇所があり、気になるがどうすればよいか。除染は行ってもらえないか。

### **A32**

- ・帰町に向けて、住環境の回復が必要となりますが、長期避難の最中にネズミが家屋内に侵入し、糞尿や死がい等が散乱していたり、柱や壁をかじったり引っかいたりするなどの被害が多く発生しています。昨年12月に、町内家屋のねずみ被害についてサンプル調査を行ったところ、有効回答の約4分の3（77%）の世帯で、ねずみの被害があり、家屋の修繕が必要と回答しており、まずはこれらの被害を対処しないと住宅再建に手が付けられないと考えておられる方も多いと思われます。
- ・このため、町はこれまで、ネズミ取りシートの各世帯への配布や、県が実施するモデル駆除事業の案内・調整を行ってきました。また、県では、本年4月に効果的なネズミ駆除の方法等をまとめた「避難指示区域におけるネズミ対応マニュアル」を避難指示区域の住民各世帯に配布し、県のホームページで公開しています。

- ・さらに、今後町全体としてネズミの本格駆除に取り組むため、本年度から、駆除事業者によるネズミ駆除の支援体制を構築するとともに、ネズミの糞尿等の除去や害虫予防のための消毒等を実施する事業を行う方向で国との協議を進めています。
- ・また、ネズミによる被害箇所以外にも、長期に放置していたことにより、家屋内にたまっているチリやほこりを除去するため、家屋内清掃に対する町独自の支援制度についても検討を行っています。気になる箇所について、専門業者による拭き取り等の清掃を実施することで、公衆衛生上の改善を図るなど、住環境の不安を取り除くことを目的としたものです。
- ・いずれも、詳細が決まり次第、町民の皆様にお知らせして進めてまいります。
- ・なお、ハウスクリーニング自体、あるいはリフォーム等の根本的な対策を行う場合、これらは基本的に家屋に対する賠償の対象に含まれていますので、改めてご理解願います。

### **Q33 住宅の修繕等**

- ・地震で自宅の家屋が破損し、長い間放置したことにより、大きな被害を受け、大規模なリフォームを行わないと住めない状況。住む家が無くては町に帰りたくても帰れないし、修繕には時間が掛かると思う。私のように困っている方は、他にたくさんいると思うが、町としては、何か対策は講じないのか。

### **A33**

- ・今年1月に町民の皆様にご協力を頂き実施しました住民意向調査の結果、持ち家のある世帯に対し、ご自宅の被害状況について尋ねたところ、「地震の影響と思われる損壊等がある」が74.4%あり、さらにこの中で、修繕する予定があると回答した世帯に対し、修繕の内容について尋ねたところ、「住宅内部のリフォームが必要」と回答した世帯が78.2%を占めていました。多くの住宅で修繕が必要な状況であることが明らかとなっています。
- ・これらのニーズに町内事業者だけで対応することは、職人等の人材や建設資材の大規模な確保等の課題があり、困難であると言えます。
- ・このため、町では、多くの住宅の修繕等に対応できる体制の確保に向けて検討を始めています。引き続き様々な関係者と議論を重ねながら、早急に町としての方針を取りまとめ、必要に応じて、国、県、その他関係機関などに幅広く協力を求めてまいります。

## 7 賠償について

### Q34 財物賠償

- ・財物賠償については、全損扱いにすべきと考える。

### A34

- ・町としては、かねてから旧警戒区域内は、被害や避難生活の状況等を踏まえると、帰還時期に応じた賠償額の算定ではなく、一律全損扱いとし一括払いにすべきと主張してきました。既に賠償制度の見直しが進展している中で、大幅な制度の変更は難しい状況となっておりますが、実態に即して、適正な賠償金が支払われる制度となるよう、引き続き国や原子力損害賠償紛争審査会等に求めてまいります。

### Q35 避難指示解除後の精神的損害賠償の継続期間

- ・精神的損害賠償の継続期間について、避難指示解除後1年という話があるが、「原則」と記載があり、個別の事象は勘案するようにもなっている。合理的理由とは具体的に何かを示して欲しい。
- ・自分の生活リズムを取り戻し、落ち着いた生活が送れるようになるには、解除から数年はかかることが想定される。避難指示解除後の精神的損害賠償の継続期間は数年程度要求してしかるべきと考えるがいかがか。

### A35

- ・町としては、避難指示解除後の町での生活を想定すると、当面は不便・不自由な生活が強いられ、住宅再建が完了し、平穏な生活が送れるようになるためには、1年を超える相当期間が必要と考えています。
- ・国や原子力損害賠償紛争審査会等に対して、そうした実態を十分に理解していただいた上で、「相当期間」の「原則1年」の見直しについて強く要望してまいりたいと考えています。ただし、檜葉町だけで主張しても受け入れてもらうのは難しいので、町村会の中でも各町村に提言してまいります。

### Q36 住宅確保損害

- ・一戸建ての自宅は、3年以上放置した結果、解体することにした。町に帰ろうにも、家を建てるにしても、賠償金は新築できるだけの金額まで無く、年金暮らしでは難しい。被災者生活再建支援金の加算支援金150万円を受け取っても足りない。

## A36

- ・土地・建物に関わる賠償については、これまでは、土地・建物の価値の減少分を賠償する、いわゆる「財物賠償」のみとなっていました。しかし、これではご意見のとおり、住宅再建が難しい状況もあることから、このたび賠償に関する方針が見直され（中間指針第四次追補）、今後新たに「住宅確保損害」に対する賠償が請求できることとなりました。
- ・住宅確保損害の概要については、以下のとおりです。
  - 1) 町に帰還し、自宅家屋の建替えや修繕を行う場合  
→建替えや修繕に掛かる費用のうち、土地・家屋の事故前価値を超えて実際に発生した費用を賠償
  - 2) 檜葉町外に移住し、新たな家屋を求める場合  
→移住の必要性が認められれば、1)と同様に賠償
  - 3) 借家住まいの場合  
→一時金（礼金等）に加え、新たな借家の家賃と従前の家賃の差額の8年分を賠償
- ・以上については、東京電力から送付されるダイレクトメールにも説明がありますので、ご参照いただき、ご家族で話し合っただければと思います。また、ご不明な点がございましたら、役場か東京電力にお問い合わせください。町では、今後、東京電力とともに、新たな賠償制度の紹介等に関する説明会を開催する予定です。

### Q37 賠償制度の説明

- ・賠償関係については内容が分かりにくいので、町で分かりやすく解説をしてほしい。

## A37

- ・特に町民からの問合せの多い質問事項を中心に、分かりやすくまとめた資料を出るだけ早期に作成してまいります。

## 8 その他

### Q38 町の将来

- ・町民、特に若い人が戻らないと、税収が確保できず、町は成り立たなくなるのではないか。

## A38

- ・直近の住民意向調査では、約4割の方が町に戻る意向を示していますが、年代別にみると、若い方ほど戻ると答えた割合が低くなっており、私たちが暮らすまちの将来を考えたとき、極めて大きな問題であると認識しています。さらに、震災前は原子力発電所の立地等による税収で町の財政が成り立っていた面もありますが、今は状況が全く変わっています。
- ・町としては、町の復興に必要な財源を引き続き国等に求めるとともに、震災前のように安心して暮らせる環境に出来る限り近づける努力をし、さらには「新生ならは」をスローガンに、若い方からお年寄りまで町に戻り、移り住みたいと思えるような魅力あるまちづくりを目指してまいります。

### Q39 災害関連死の防止対策

- ・震災以降、多くの町民が関連死として亡くなっている。様々な原因があると思うが、町はもっと町民に寄り添い、相談にのる等の対応が必要ではないか。
- ・帰町を望んでいる一人暮らしの高齢者の方がある。孤独死を防ぐためにも何か手を打つべきである。

## A39

- ・震災関連死は、深刻さを増しており、県内で震災により亡くなった方3,500人余りのうち、震災後の肉体・精神的疲労が原因で亡くなったり自殺に追い込まれたりした「震災関連死」が1,700人程度を占め、地震や津波による直接死を上回る状況となっています。先の見えない避難生活の長期化に伴い、特に高齢者に対するケアの必要性が高まっていると認識しています。
- ・県では、今年度、震災関連死の防止策等を検討するプロジェクトチームを新たに立ち上げ、必要な施策についての検討を本格化させており、それらの実施に向けて、今後国に要望していくこととしています。
- ・また町では、仮設住宅における連絡員による活動や社会福祉協議会の協力を得て、独居高齢者等の見守りや声掛け等を行っています。帰町後、社会福祉協議会との連携をさらに強化し、町内でのコミュニティを再構築していく中で、見守りの体制や仕組みをしっかりと作り、今後とも町民に寄り添った対応の充実を図ってまいります。

### Q40 イノシシ対策

- ・イノシシが生活圏に入り込んでおり、庭に穴を掘られたり、食物が荒らされるなどの被害も出ている。町はどのような対策を行っているのか、あるいはその効果は出ているのか。

## **A40**

- ・イノシシの駆除については、昨年8月から有害鳥獣捕獲隊を組織し、12基の箱ワナを設置しており、本年3月までに128頭を捕獲しています。本年度も引き続き捕獲を進めています。箱ワナの設置にあたっては、地権者の了承が必要となりますので、その際にご協力をお願いします。発見場所等の情報をいただければ、町から随時、捕獲隊に連絡し対応します。